

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(日本入国のための出国前検査の検体追加について)

2022年3月2日
在ギリシャ日本国大使館

1 日本への入国・帰国の際には、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提示が必要です。出国前検査の検体については、これまで「鼻咽頭ぬぐい液」、「唾液」及び「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」のみが有効な検体として認められていましたが、本年3月9日午前0時(日本時間)日本到着以降は、「鼻腔ぬぐい液」(※PCR 検査等の核酸増幅検査に限る)も、有効な検体として認められます。

2 上記に伴い、日本入国に際して必要な厚生労働省指定フォーマット「COVID-19 に関する検査証明」が改訂され、「採取検体」欄に「鼻腔ぬぐい液」の記載が追加されましたので、今後日本への出国前検査証明を取得される場合には、新しいフォーマットのご使用をお願いいたします。

本件詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照下さい。

●検査証明書の提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

●新しい厚生労働省指定フォーマット(「COVID-19 に関する検査証明」)(日本語・英語版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>

●検査証明書についての Q&A【3月2日時点】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp